

〔史料紹介〕

『永祿日記』について

荒井 清明

青森縣文化財保護協會の手によって「両方のく
双書」第一集として、昭和三十一年に数少ない貴
重なる郷土史料の一つたる「永祿日記」が刊行さ
れた。甚か郷土史の研宄を志してこれを披覽した
のを機に「永祿日記」を極く簡単に紹介してみたい。

「永祿日記」は刑行委員成田彦宗氏が解題で述
べて居られる如く、浪岡城主北畠氏の後裔山崎氏
（板屋野木、古館——板柳町館野越に随栖）の家
記であり、家憲として代々書き続けられたものと
いふ。而して宝曆十三年に、山崎立朴（藩医寺塚
玄通の門人、帰村して医を業とし私塾を開き、稽
古館創設時和漢の書十余万巻を献上したといふ）
が、これを整理して一書となし、以後天保七年ま

で書き続けたものである。

書名も「館越記録」「館越日記」「山崎記」或は
單に「記録」等と称されていたが、「東京本」
東京都武蔵野市北畠貞氏藏）の題簽に、立朴の息
清朴の筆で「北畠永祿日記」とあることかゝり、一
般に流布してかの通用名になったと解されている。

「両方のく双書本」は「流布本」（津軽一統志に
よつて補記された系統）の欠を「横山本」（青森
市横山武正氏藏）を底本として補い、「梅田日記」
（弘前市八木橋武美氏藏）・「本藩旧記」・「津軽
古事伝記」・「平山日記」をもつて枝勘、頭註を附
して居り、「永祿日記」の決定版として郷土史研
究に裨益するところ極めて大であるといはねばな
らない。

「双書本永祿日記」は永祿元年（一五五七年）より安永七年（一七七八年）までを収録して居り、政治上の記録は勿論、年の豊凶・天候の異変・物価の変動・天下の風聞など多方面に亘って詳しく記されていて、民間の記録として他の郷土史料に及びれぬ特色をもっている。

永祿年間までは概して簡略であり、以後に於ても年によって異なるが略とその体裁をみるに、劈頭に天下の重要事項

例、家綱公御他界（延宝七年）

江戸大火事（延宝六年）

地震・大水・火災等の天災地変

例 七月朔日より三日迄大雨、六日より八日大

雨・大水二十年覺無之大水也（享保四年）

三月十九日青森大火事廿日迄焼候、家数百

七十三軒、藏九ツ（元文二年）

幕政首魁部の交送

例、二月御家中御役替被仰付候、北村弥右衛門

備津川主殿と改候而御城代ニ成、大尊守單人、

森岡主膳御家老被仰付候。（元祿三年）

市井の出来事・行事等

例、四月十四日遊行上人弘前江参候、八日より

本行寺二千部参始、五月十八日迄有之候（正

徳三年）

四月十七日弘前高安次右衛門勲進能仕候（

元祿十四年）

天下の風聞

例、伯耆国松尾村忠兵衛と申者之妻五月十六日

産仕、奴子ニ而鹿一ツ鬼ノ面ニ而足ハ馬ノ様

成、惣身鼠色ニ而、メニツ出生ノ由、此兩書

付、共ニ繪圖ニ而、五月廿一日ニ土屋相模様

へ参候を写取候。（元祿十五年）

等々を月を追って記している。

今「永祿日記」の記事を、元和五年福島正則が

私に廣島城を増築した罪により、津輕に國替之と

し、津輕信牧を川中島に縁封せんとしたが、結局

正則が信州高井野村に墾居することゝなつておさ

まった事実を例にとつて「津輕一統志」と比擬し

てみると、

「永祿日記」

元和五年

同年信濃川中島五石へ御國替被仰付候由、内ニ而申候。上様ハ御首尾宣敷ニ付、ケ様ニ御座候。然共屋形様御望無御座候由、此使者ニ竹森六之介下り候。

七月六日唐牛九右衛門御國替之使者ニ下り申候同さわき申候。

同月十四日御國替相止御被義有。

「津輕一統志」

御國替御内證有之由御隱密ノ御使トシテ竹森六之介御用之程ハ誰モ不知、同七月六日ノ夜唐牛九右衛門下着、彌御國替相定ル由披露有之家中ノ居宅屋根葺替大小破ヲ可修補旨御觸有之也、御國替ハ信州川中島拾萬石ト云、此節小知ノ者ノ内供奉書上ル者八十三人（氏名略）右ハ御國替止而元和七年三月二日知行加恩有百石宛賜リ士ニ被召直是ヲ八十三騎ト云、八十一騎有己二人ハ姓名不詳。同月十四日御國替相止ノ旨申來ル上下安堵ニ住ス

となりて一致する。（「津輕一統志」によつて「

永祿日記」が後に補正されたのではないかといふ問題があるかも知れないが、）

又「青森県史」の記載と比較してみると、

「永祿日記」

延宝三年

尾太山之銅山始ル。山奉行唐牛与右衛門、黒石

半左衛門、笹森次左衛門、右ハ御公義山ニ而如

此役付、いんすの金目り申候。

「津輕歴代記類」

延宝三年四月津輕郡尾太銅山再興山奉行唐牛

三左衛門、黒石平左衛門、笹森次左衛門被仰付

候（工藤家記）

「津輕藩日記」

今年尾太銅山四月再興山奉行唐牛三右衛門、黒

土平右衛門、笹森次左衛門

となり、始まる。と。再興の差があり、唐

牛与右衛門。と。唐牛三右衛門、黒石半左衛

門。と。黒石平左衛門の違ひはあるが、「県史

」の準據した他の史料と合致するのである。

最後に、「永祿日記」が民間の記録であることの特徴として落首を載せて諷刺してあるものを例にとれば、

貞享元甲子ノ年三月より新検始ル。梅田村庄及庄横范村十左衛門仕候。梅田村清徳山不逞院弘前ニ五十二年居、五十三年自此年梅田村へ参候。新検入奉行覺、惣奉行大道守単人、間宮求馬、本ノ源左エ門、田口十兵衛と申候。是ニ付落書

新検を打詰たりや田口迄

単人が求馬罪は源左エ門

七日より加勢入十六組ニ而御竿入、四月和徳茶屋町より下和徳迄道筋割替、下和徳村家引候而東ノ方へ村立候。同八月より碓ヶ岡御屋敷御普請始。明年迄ニ普請残り。御物成齊方之義古来より納巻斗と申ハ弘京弁ニ而、巻斗式弁之時モ有、昔より段々多ク納り申候所今ハ右之一斗ニ成候。

八月より碓ヶ岡海道筋、新城越道筋切替御普請、其外方々ニ而難義仕候。

同年在古館袋土手築之。

という貞享元年の記事がある。このうち新検地の

みを「県史」によって他の史料と対照すれば

貞享元年二月津軽郡中御新検地初る。惣奉行大番頭大蓮寺単人、間宮求馬、云締櫛引源左衛門、佐藤新五左エ門、田中十兵衛、御目付都谷森甚之丞、検地人金治兵衛、太田茂左衛門、御竿奉行四拾八人、附漆下役竿取共一寺八人、当年より三ヶ年にして御郡中不残惣御検地清分米水帳相極、同三年十二月より新検通御收訖仰付程。志初には下帳絵四水帳等書共に在々へ御濃新に会所建設代官所何支配と定申候。此新検地を後世迄貞享の御竿御元帳といふ（「津軽正代記類——工藤家記）と表裏する。

以上幾つかの例によって改めて、「永祿日記」は可成り正確に當時の史実・世情を伝えて居るのであり、單に北畠氏の家記たるにとまらず、他の史料を側面から裏付けるものとして津軽郷土史の研究に欠くことの出来ないものと考える。

かゝる貴重なる史料が五百部限定とはいへ、県文化財保護協会によって刊行されたことは意義極めて大きく、引き続きこのような史書類が刊行され

ることを期待してやまない。

古文書・古記録が一部の人に秘蔵されることなく、

そしてより多く活用されるよう印刷に付されるこ

とも併せて希望したい。